

新旧対照表

現行	改正（案）
<p>（衛生管理等）</p> <p>第6条 条例第29条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）特別養護老人ホームの施設長又は医師若しくは看護職員は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者（以下「有症者等」という。）の状態に応じ、協力病院その他の医療機関への連絡等適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（4）（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>（事故発生時の対応）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 条例第34条第2項の連絡のうち市長にするものについては、事故発生連絡票（別記様式）により行うものとする。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる場合にあっては、直ちに電話、ファクシミリ等により市長に連絡した後、速やかに事故発生連絡票を提出するものとする。</p> <p>3 条例第34条第3項の規定による報告は、当該事故に対する措置の終了後、速やかに事故発生連絡票により行うものとする。ただし、当該事故に対する措置が長期にわたる場合は、進捗状況に応じて、</p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第6条 条例第29条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3）特別養護老人ホームの施設長又は医師若しくは看護職員は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者（以下「有症者等」という。）の状態に応じ、協力医療機関その他の医療機関への連絡等適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（4）（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>（事故発生時の対応）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 条例第34条第2項の連絡のうち市長にするものについては、事故報告書（別記様式）により行うものとする。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる場合にあっては、直ちに電話、ファクシミリ等により市長に連絡した後、速やかに事故報告書を提出するものとする。</p> <p>3 条例第34条第3項の規定による報告は、当該事故に対する措置の終了後、速やかに事故報告書により行うものとする。ただし、当該事故に対する措置が長期にわたる場合は、進捗状況に応じて、適宜</p>

適宜その経過を報告するものとする。

(ユニット型特別養護老人ホームの事業に関する読み替え)

第15条 条例第45条の規定により条例第26条第2項の規定を準用する場合においては、同項中「第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第34条の2まで」とあるのは、「第37条及び第39条から第44条まで並びに第45条において準用する第10条、第11条、第14条から第16条まで、第20条、第22条から第26条まで、第27条の2及び第29条から第34条の2まで」と読み替えるものとする。

(地域密着型特別養護老人ホームの事業に関する読み替え)

第22条 条例第51条の規定により条例第26条第2項の規定を準用する場合においては、同項中「第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第34条の2まで」とあるのは、「第49条及び第50条並びに第51条において準用する第9条から第11条まで、第14条から第17条まで、第19条から第32条まで、第34条及び第34条の2」と読み替えるものとする。

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの事業に関する読み替え)

第29条 条例第55条の規定により条例第26条第2項の規定を準用する場合においては、同項中「第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第34条の2まで」とあるのは、「第54条並びに第55条において準用する第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条から第16条まで、第20条、第22条から第26条まで、第27条の2、第29条から第32条まで、第34条、第34条の2、第37条、第39条、第41条から第44条まで及び第50条」と読み替えるものとする。

その経過を報告するものとする。

(ユニット型特別養護老人ホームの事業に関する読み替え)

第15条 条例第45条の規定により条例第26条第2項の規定を準用する場合においては、同項中「第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第34条の3まで」とあるのは、「第37条及び第39条から第44条まで並びに第45条において準用する第10条、第11条、第14条から第16条まで、第20条、第22条から第26条まで、第27条の2及び第29条から第34条の3まで」と読み替えるものとする。

(地域密着型特別養護老人ホームの事業に関する読み替え)

第22条 条例第51条の規定により条例第26条第2項の規定を準用する場合においては、同項中「第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第34条の3まで」とあるのは、「第49条及び第50条並びに第51条において準用する第9条から第11条まで、第14条から第17条まで、第19条から第32条まで及び第34条から第34条の3まで」と読み替えるものとする。

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの事業に関する読み替え)

第29条 条例第55条の規定により条例第26条第2項の規定を準用する場合においては、同項中「第9条から第11条まで、第14条から前条まで及び次条から第34条の3まで」とあるのは、「第54条並びに第55条において準用する第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条から第16条まで、第20条、第22条から第26条まで、第27条の2、第29条から第32条まで、第34条から第34条の3まで、第37条、第39条、第41条から第44条まで及び第50条」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。